

# 「個人住民税」は、所得税と同じく事業主による「特別徴収」が必要です。

- 所得税の源泉徴収義務のある事業主の皆様は、**事業所等に勤務する従業員の個人住民税の特別徴収(給与引き去り)**が必要です。
- 対象となる事業主の皆様には、5月下旬までに市町村から特別徴収税額決定通知書と納入書などを送付しますので、ご確認の上、特別徴収開始の準備をお願いします。
- 個人住民税の特別徴収に関するお問い合わせ先
  - 浜松市 市民税課(特別徴収グループ) TEL.053-457-2142
  - 湖西市 税務課(市民税係) TEL.053-576-1218



## 自動車税種別割の納期限は、5月31日です

納税は、**家でも**、**外でも**、お好きな場所で。

コンビニ、金融機関、スマートフォン決済アプリ、クレジットカードなどで納付ができます。

- お問い合わせ先
  - 静岡県浜松財務事務所 自動車税課 TEL.053-458-7132

くわしい  
納付方法は  
こちらから!

